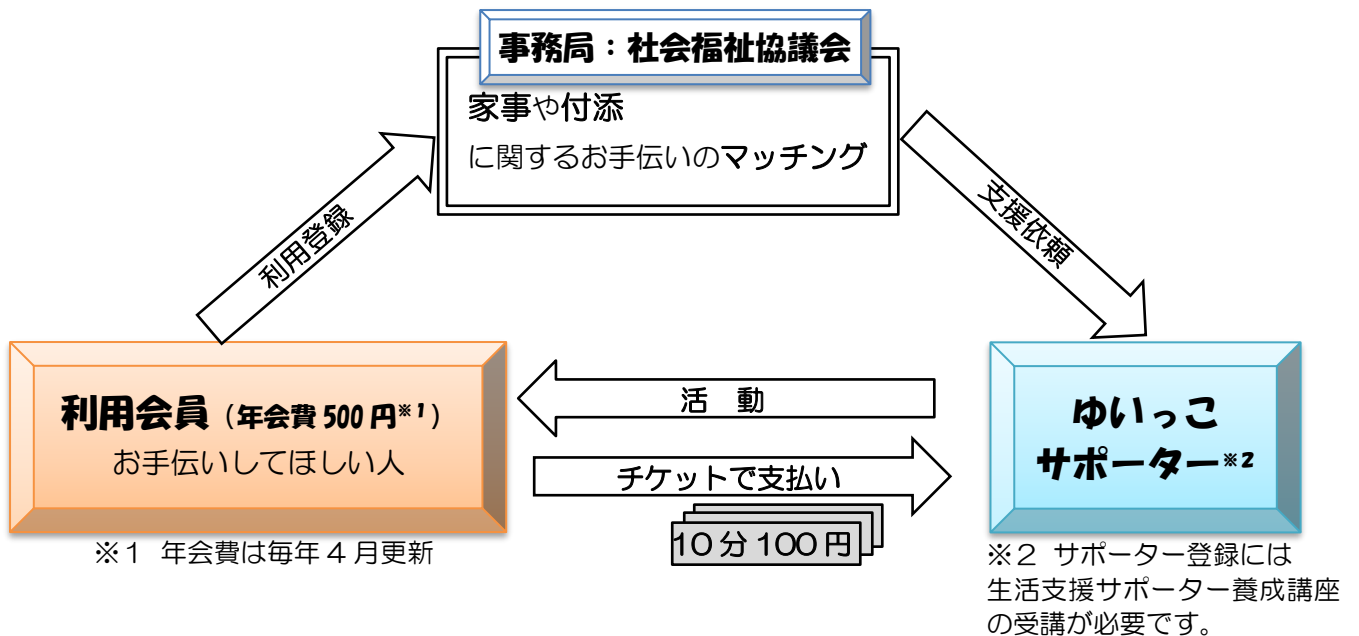


地域たすけあい事業 ゆいっこ

地域たすけあい事業とは

高齢の方、障がいをお持ちの方、子育て中の方等が日常生活で困った時に、地域住民の皆さんが有償で、身の回りの家事援助や通院などのお手伝いを中心に行う会員制の事業です。地域にお住いの方同士による「お互いさま」の気持ちを大切にした助け合い活動です。



活動の内容

<家事などに関するお手伝い>

- ・ゴミ出し
- ・通院同行 ・買物同行 ・外出同行
- ・日常の食材の買い物
- ・室内の掃除・片づけ
- ・衣類の洗濯
- ・庭の草とり ・雪かき
- ・散歩の付き添い ・話し相手 など

<付添に関するお手伝い>

- ・通院
- ・買い物
- ・入退院
- ・銀行や役場のなどの手続 など

※タクシー替わりでの利用はできません

①介護保険制度によるホームヘルプサービス等の資格を有する方のサービスとは異なります。
②身体介助は行っていません。

料金

年会費：500円（利用会員のみ。毎年4月更新。保険加入等に利用します。）

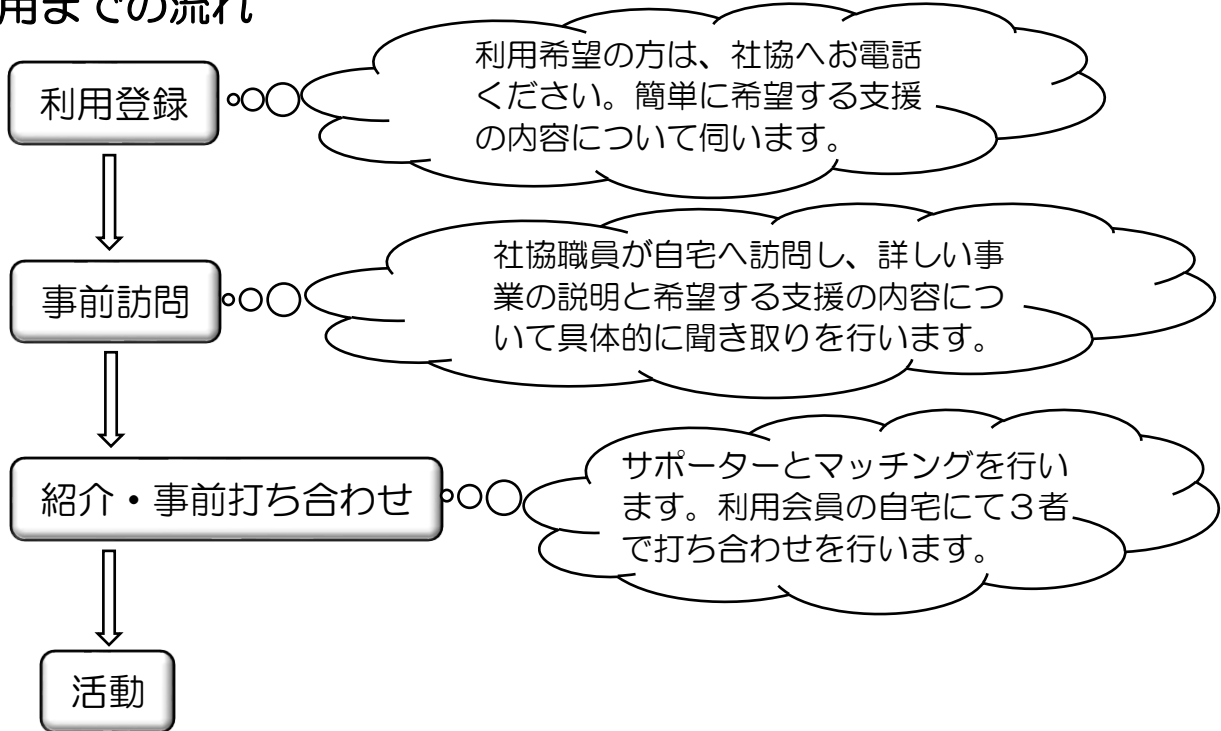
利用料：10分100円 チケット制

利用会員には予め社協よりサービス券を購入していただきます。

活動が終わったらそのサービス券でサポーターへ支払いをします。

サポーターは月毎活動報告書と共にサービス券を社協へ提出し、報酬を受け取ります。

利用までの流れ



Q&A

誰が利用できるの？

辰野町在住の方であれば誰でも利用できます。生活の中で『困ったな。誰かに少し手伝ってもらえばできるんだけど…』等、日常生活の中で困りごとがあるときにご相談ください。なお、利用するにはあらかじめ登録が必要です。

サポーターはすべての内容ができなくてはいけないの？

すべての内容についてできないとサポーター登録ができないわけではありません。例えば『ゴミ捨てならできる』や『車で町内なら付添できる』等、活動の内容に挙げてある中で1つでもできるという方は、是非サポーターへ登録し、ご協力いただければと思います。

お問い合わせ
登録のお申し込み

社会福祉法人 辰野町社会福祉協議会

電話 0266-41-4500 / FAX 0266-41-1525

〒399-0428 辰野町大字伊那富 2681-1

受付時間：月～金曜日 8:30～17:15

（土・日曜日・祝日、12/29～1/3は休み）